

(参考資料)

基金の算定要件である地域医療体制確保加算の取得の有無は、施設毎に判断することになることから、派遣元の医療機関で地域医療体制確保加算を算定していても、派遣先で算定していない場合には派遣先は基金の対象とすることができます。

【管理運営要領 2 (1) 対象医療機関 一部抜粋】

事業区分 6 を活用する条件は、（※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している場合は補助対象外。）

▽救急用自動車等による搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満

▽救急搬送件数が年間1,000件未満のうち

・ 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関・

離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関

▽地域医療の確保に必要な医療機関であって、

- ・ 周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
- ・ 5 事業 5 疾病で重要な医療を提供している医療機関